

保護者の皆さまへ

羽島郡二町教育委員会

岐阜県は1月14日より国の「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定されております。学校は学びを保障していくため、一斉の臨時休業等を実施することなく学校運営を継続してまいります。保護者の皆さまにおかれましては、感染防止対策へのご理解とご協力をお願いします。

1 お子さまの感染防止対策をお願いします

- ✓ お子さまが学校に登校されない日も、「健康チェックカード【改訂版】」のチェックをお願いします。
- ✓ お子さまに、特に心配な症状がある場合は、すぐに連絡いただくとともに、医療機関を受診してください。
- ✓ お子さま本人又は同居の家族の方がPCR検査を受検することになった場合は、すぐに連絡願います。

2 学校でも感染防止対策に取り組みます

- ✓ 学校及び教職員においても、感染防止対策に万全を期すこととしておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

3 ご自身の感染防止対策をお願いします

- ✓ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、保護者の皆さまにおかれましても、児童・生徒の皆さんと同様に、家族ぐるみで感染防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和3年1月14日 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部資料

〔緊急事態対策 対策1 県民の行動変容〕より

(1) リスクを伴う飲食の自粛

○昼夜を問わず、自宅・外食を問わず、以下の飲食については自粛

- ・ 家族やパートナー以外との飲食
- ・ 長時間の飲食
- ・ 酒類を伴い、大声を出す飲食
- ・ マスク無しで会話を伴う飲食 など

(2) 不要不急の外出の自粛（昼夜を問わず、特に夜8時以降）

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康維持のために必要なものについては、自粛要請の対象外

(3) 県をまたぐ不要不急の移動の自粛

特に、緊急事態措置を実施すべき区域の都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、福岡県、栃木県）に対しては移動自粛を徹底。